

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
エックス線装置等取扱規則

平成16年4月19日
規則第32号

改正 平成21年3月31日規則第30号

改正 平成25年3月25日規則第22号

改正 令和4年6月24日規則第32号

改正 令和5年7月21日規則第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構放射線障害予防規程(平成16年規程第107号。以下「予防規程」という。)に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)におけるエックス線装置等の取扱い及び管理に関する事項を定め、エックス線装置等による放射線障害(以下「放射線障害」という。)の発生を防止し、もって機構内および公共の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。その他の用語の定義は、別に定めるもののほか、法令及び予防規程の定めるところによる。

- (1) エックス線とは1MeV未満のエックス線をいう。
- (2) エックス線装置とは、エックス線を発生させる(エックス線を発生させることが目的でエックス線を発生させる場合であって、付隨的にエックス線が発生する場合を除く。)装置をいう。
- (3) 特定エックス線装置とは、エックス線装置であって、波高値による定格管電圧が10kV以上のエックス線装置(エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用の都度、組み立てるものを除く。)をいう。
- (4) エックス線装置等とは、荷電粒子を加速する装置であって、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「RI法」という。)に規定する放射線発生装置以外の装置及びエックス線装置をいう。
- (5) エックス線業務とは、エックス線装置等の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置等の検査、管理又はこれに付随する業務をいう。
- (6) エックス線装置等管理区域(以下「管理区域」という。)とは、安衛法電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)第3条第1項に規定するものをいう。
- (7) 取扱作業者とは、エックス線装置等の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置等の検査等のエックス線業務に従事する者をいう。
- (8) エックス線装置室とは、エックス線装置等を設置するための放射線装置室をいう。

(他の法令等との関連)

第3条 放射線障害の防止については、この規則に定めるもののほか、法令及び以下の機構の諸規程に定めるところによる。

- (1)放射線障害予防規程
- (2)安全衛生管理規程
- (3)計量管理規定
- (4)放射線障害予防規程実施細則
- (5)放射性物質取扱要領
- (6)放射線安全審議委員会規程

(適用)

第4条 エックス線業務に従事する者及び管理区域に立入る者は、法令及びこの規則を遵守するとともに、法令及びこの規則に基づいて行う機構の指示に従わなければならない。

第2章 組織及び職務

(所長等の職務)

第5条 研究所の所長、研究施設の施設長、拠点の拠点長及び管理局長(以下「所長等」という。)は、その所掌する組織に所属するエックス線業務に従事する者及び管理区域に立入る者の放射線障害の防止並びにその所管するエックス線装置室及びエックス線装置等に係るエックス線業務の安全遂行に努めなければならない。

(管理区域責任者の職務)

第6条 管理区域責任者(以下「区域責任者」という。)は当該管理区域並びにそれに準ずる区域に設置されたエックス線装置等による放射線の防止に係わる次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)空間管理
- (2)出入管理
- (3)放射性物質等の管理

2 区域責任者は、前項各号の業務について記録し、これを保存するとともに、必要に応じ放射線管理室長(以下「室長」という。)に報告しなければならない。

(エックス線作業主任者)

第7条 管理区域ごとに、エックス線作業主任者(以下「作業主任者」という。)を置く。

2 作業主任者は、エックス線作業主任者免許を受けた職員のうちから、機構長が任命する。

3 作業主任者は、室長及び区域責任者の指導のもとに、当該管理区域における放射線障害の防止に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)管理区域に係わる標識の設定
- (2)安全システムの検査
- (3)特定エックス線装置に係る照射筒若しくはしづき又はろ過板の使用に係る技術的事項

- (4) エックス線装置等の照射条件等の調整
- (5) 管理区域に立に入る者に対する教育及び訓練の実施
- (6) 放射線測定機器の装着の点検
- (7) 事故時の応急の措置
- (8) 室長及び区域責任者の指示する事項
- (9) 前各号の業務の記録
- (10) その他必要な事項

(エックス線装置責任者)

第8条 エックス線装置等ごとに、エックス線装置責任者(以下「装置責任者」という。)を置く。

- 2 装置責任者は、当該装置を所管する所長等の推薦に基づき、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)の同意を得て、機構長が任命する。
- 3 装置責任者は、当該エックス線装置等の点検、保守の手順、手続きを定め、点検、保守を行い、取扱作業者に対して必要とされる教育を実施する。

(取扱作業者等)

第9条 エックス線業務に従事する者又は管理区域に立に入る者は、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ、主任者又は作業主任者の承認を受けなければならない。

- (1) エックス線業務に従事する者(主任者が被ばくのおそれがないと認めるエックス線業務に従事する者は除く)は、本機構の放射線業務従事者であって、第28条第1項第1号に規定する教育及び訓練を受け、取扱作業者として主任者が認めたものをいう。
- (2) エックス線業務に従事しない者の管理区域への立入りは、次に定める事項とする。

ア 見学

イ 見学以外の工事等の作業

- (3) 前号による立入りの場合、担当する職員が所定の手続きにより、作業主任者を経由して、区域責任者に対し行うものとする。ただし、当該管理区域内のエックス線装置等に電力が供給されていない場合の立入りにあっては、作業主任者に対し行うものとする。

第3章 管理区域

(管理区域の指定)

第10条 主任者は、管理区域を指定しなければならない。

(管理区域の明示等)

第11条 室長は、管理区域を標識によって明示しなければならない。

- 2 室長は、管理区域の出入口付近の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。
 - (1) 許可のない者の立入禁止に関すること。
 - (2) 放射線測定器の装着に関すること。
 - (3) 事故時の措置に関すること。

- (4) 室長、区域責任者、作業主任者の指示の遵守に関すること。
- (5) 区域責任者及び作業主任者の氏名
- (6) その他管理区域に立入る者の健康障害の防止に必要な事項

(管理区域への立入りの制限)

第12条 取扱作業者以外の者は管理区域に立入ってはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、取扱作業者以外の者を一時的に管理区域に立入させることができる(以下「一時立入者」という。)。

2 見学、工事等の目的で取扱作業者以外の者を一時的に管理区域に立入させるときは、区域責任者又は作業主任者の承認を得た上で、取扱作業者を付き添わせその指示に従わせなければならぬ。

(管理区域に関する遵守事項)

第13条 管理区域に立入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通常の出入口より入退出するとともに、記録簿又は入退出記録装置により、入退出の日時、氏名、作業内容を記録すること。ただし、物品の搬入等のため、通常の出入口以外の出入口を使用するときは、作業主任者の許可を受けること。
- (2) 放射線測定器を指定された位置に着用しなければならない。
- (3) 一時立入者であって、放射線測定器の着用を区域責任者又は当該管理区域の作業主任者に指示された場合はこれを着用しなければならない。
- (4) 管理区域に立入る者は、主任者、室長、区域責任者又は作業主任者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するために行う指示に従わなければならない。

第4章 エックス線装置等の設置

(エックス線装置等の設置等に係る許可)

第14条 所長等は、エックス線装置等又はエックス線装置室を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部を変更しようとする場合は、所定の様式によりその使用願を、主任者を経由して、機構長に提出しなければならない。

- 2 機構長は、前項の使用願に関し、主任者の意見を聴かなければならない。
- 3 機構長は、第1項の使用願に関し許可を与えるときは、当該装置又は装置室の設置工事の開始又は性能の変更若しくは使用場所の変更について所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 4 機構長は、労働基準監督署長への届出後30日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事又は設置若しくは移転その他の変更をさせてはならない。
- 5 所長等は、エックス線装置等又はエックス線装置室を廃止しようとするときは、所定の様式により廃止届を、主任者を経由して、機構長に提出しなければならない。

(エックス線装置等の設置に係る技術上の基準)

第15条 所長等は、エックス線装置等を設置するときは、次の各号に掲げる設置に係る技術上の基準に適合するようにしなければならない。

- (1) エックス線装置室を設け、その室内に設置すること。ただし、装置の外側における外部放射線による1センチメートル線量当量率が、20マイクロシーベルト毎時を超えないように遮へいされた構造のエックス線装置等を設置する場合、又はエックス線装置等を隨時移動させて使用する場合、その他エックス線装置等をエックス線装置室に設置することが、著しく使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合であって、主任者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) エックス線装置室について、人が常時立入る場所における外部放射線による1センチメートル線量当量を1週間につき1ミリシーベルトを超えないように、必要に応じて、遮へい壁、防護つい立その他の遮へい物を設けること。
- (3) エックス線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げるとともに、必要のある者以外の者の立入りを禁ずる旨注意事項を掲示すること。
- (4) 次の表の左欄に掲げる装置の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明記した標識を、当該装置又はその付近の箇所に掲げること。

エックス線装置	装置の種類、定格出力
その他の装置	装置の種類、放射線の種類及び最大エネルギー

- (5) 特定エックス線装置について、利用線錐の放射角がその使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにするための照射筒又はしづりを設定すること。
- (6) エックス線装置等に電力が供給されている場合、その旨を自動的に警報する装置を、当該装置のある場所の入口又は当該装置の付近に設置すること。ただし、当該装置をエックス線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧 150kV 以下のエックス線装置等を使用するときは、自動警報装置以外の警報装置とすることができます。

(エックス線装置等の維持、管理)

第16条 装置責任者は、その所管するエックス線装置等を、前条に定める設置に係る技術上の基準に適合するよう、維持、管理しなければならない。

- 2 主任者は、エックス線装置等が前条に定める設置に係る技術上の基準に適合していないと認めたときは、当該装置等の使用の停止、改善措置の実施等適切な措置について、所長等に指示しなければならない。
- 3 装置責任者は、その所有するエックス線装置等の安全性を確認するため、年度ごとに1回以上、所定の様式に基づき、第8条第3項の点検を実施し、その記録を主任者の確認を受けた上で5年間保存しなければならない。

第5章 外部放射線の防護

(外部放射線の防護等)

第17条 主任者は、取扱作業者の受ける線量が、予防規程で定める実効線量の管理基準を超えないように、作業主任者又は装置責任者を指導する等適切な措置を講じなければならない。

- 2 エックス線装置等の装置責任者又は作業主任者は、第15条第1項第1号のただし書きに従いエックス線装置等を装置室以外で使用する場合は、原則として当該装置から5メートル以内の場所を立ち入り禁止とし、標識により明示しなければならない。

(エックス線装置等の使用)

第18条 エックス線装置等の取扱は、取扱作業者のほかは、これを行ってはならない。

- 2 取扱作業者は、あらかじめ、装置等の使用に関し、当該管理区域の作業主任者及び当該装置等の装置責任者の承認を受けなければならない。
- 3 装置責任者又は作業主任者は、前項の承認を与えたときは、所定の様式により、記録しなければならない。

(エックス線装置等の使用に係る技術上の基準)

第19条 エックス線装置等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用方法及び使用場所等の使用条件を逸脱して使用してはならない。
- (2) 事故等の発生を防止するため、使用を開始する前に当該エックス線装置等を点検し、異常を認めた時は当該管理区域の作業主任者又は当該装置等の装置責任者に連絡し、その指示により適切な措置をとらなければならない。
- (3) 当該管理区域の作業主任者又は当該装置等の装置責任者が放射線障害を防止するために行う指示に従い、当該装置等を適切に使用しなければならない。
- 2 特定エックス線装置を使用する者は、前項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 第15条第5号に規定する照射筒又はしづりを用いなければならない。ただし、照射筒又はしづりを用いることにより特定エックス線装置の使用の目的が妨げられる場合であって、作業主任者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) ロ過板を用いなければならない。ただし、作業の性質上軟線を利用しなければならない場合又は軟線を受けるおそれのない場合で、作業主任者の承認を受けた場合には、この限りでない。
- 3 特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の借置を講じなければならない。
- (1) 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面(受像面が円形であって、かつ、エックス線照射野が矩形の場合にあっては、受像面に外接する大きさ)を超えないようにすること。
- (2) 受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ(次号において「空気カーマ」という。)が一回の照射につき1.0マイクログレイ以下になるようにすること。
- (3) 被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から10センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき1.0マイクログレイ以下になるようにすること。
- 4 特定エックス線装置を用いて透視を行うときは、次の借置を講じなければならない。
- (1) 透視の作業に従事する者が、作業位置で、エックス線の発生を止め、又はこれを遮へいすることができる設備を設けること。

- (2) 定格管電流の2倍以上の電流がエックス線管に通じたときに、直ちに、エックス線管回路を開放位にする自動装置を設けること。
- (3) 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面(受像面が円形であって、かつ、エックス線照射野が矩形の場合にあっては、受像面に外接する大きさ)を超えないようにすること。
- (4) 利用線錐中の受像器を通過したエックス線の空気中の空気力ーマ率が、エックス線管の焦点から1メートルの距離において17.4マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- (5) 透視時の最大照射野を3.0センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気力ーマ率が、エックス線管の焦点から1メートルの距離において17.4マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- (6) 被照射体の周囲には、利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適当な設備を備えること。
- 5 前第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しないものとする。
- (1) 第15条第1項ただし書の規定により、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合、第3項第2号及び第3号の措置又は第4項第4号及び第5号の措置。
- (2) 間接撮影の作業に従事する者が、照射時において、20マイクロシーベルト毎時以下となる場所に容易に退避できる場合、前第3項第2号の措置。
- (3) エックス線の照射場に従事する者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合。

(使用等の記録)

第20条 取扱作業者は、エックス線装置等の使用取扱の年月日、目的、方法及び使用者の氏名の記録を行い、装置責任者に提出しなければならない。

2 装置責任者は、前項の記録を5年間保存しなければならない。

第6章 被ばく管理

(放射線業務従事者に対する管理基準)

第21条 放射線業務従事者に対する被ばく管理は、実効線量及び等価線量について行うものとし、その管理基準は、第23条に規定する緊急時を除き、次のとおりとする。

(1) 実効線量

- ア 4月1日を始期とする1年間(以下「1年」という。)につき20ミリシーベルトを超えないこと。
イ 女子については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間に2ミリシーベルトを超えず、かつ、1年につき6ミリシーベルトを超えないこと。
ウ 妊娠する可能性がないと診断された女子については、前項の規定を適用しないこと。
エ 妊娠中である女子の内部被ばくについては、本人の申し出た日から出産までの期間につき1ミリシーベルトを超えないこと。

(2) 等価線量

- ア 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申し出た日から出産までの期間につき2ミリシーベルトを超えないこと。
- イ 眼の水晶体
　5年間につき100ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルトを超えないこと。
- ウ 皮膚
　1年につき300ミリシーベルトを超えないこと。

(放射線業務従事者でない者に対する管理基準)

第22条 放射線業務従事者でない者に対する被ばく管理は、実効線量について行うものとし、その管理基準は、年齢、性別に関わりなく、1作業につき100マイクロシーベルトを超えないものとする。

(緊急時の管理基準)

第23条 機構長が必要と認めた緊急時の作業に従事する者の被ばく管理の基準は、従事は生涯に1回限りとし、実効線量は、100ミリシーベルトを、目の水晶体の等価線量は300ミリシーベルトを、皮膚の等価線量は1シーベルトを超えないこととする。

(被ばく管理のための測定)

第24条 室長は、次の各号に定めるところにより、取扱作業者(主任者が被ばくのおそれがないと認めるエックス線業務に従事する者は除く)及び管理区域に立入る者に対して放射線測定機器を装着させ、その者の外部放射線による被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出することができる。

- (1) 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部、その他の女性にあっては腹部
 - (2) 頭・けい部、胸・上腕部及び腹・大たい部のうち、最もおおく放射線にさらされるおそれのある部位(これらの部位の内最も放射線に多くさらされるおそれが前号で規定される部位である場合を除く。)
 - (3) 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・けい部、胸・上腕部および腹・大たい部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位
 - (4) 管理区域に立入る者について、管理区域に立入りの間、継続して測定する。また、取扱作業者については、エックス線装置等を取扱っている間、継続して測定する。
- 2 外部放射線の量は、主任者が特に指示する場合を除き、1センチメートル線量当量とする。
 - 3 測定の結果は、毎月1日を始期とする1月間にについて集計算定するものとする。
 - 4 室長は、前項の算定の都度、予防規程第29条第4項に定める項目について記録し、保存するものとする。
 - 5 機構長は、当該測定の対象者に対し、前項の記録の写しを記録の都度、交付とともに、必要に応じて、所属長に通知するものとする。
 - 6 室長は、一時立入者に対する第1項の測定について、外部被ばく量が、100マイクロシーベルトを超えるおそれないと認められる場合、その測定を省略することができる。

(作業環境測定の実施)

第25条 室長は、管理区域について次の各号に定めるところにより、外部放射線による放射線量を、測定器を用いて測定しなければならない。ただし、測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

- (1) 測定は、管理区域内の人が常時立入る場所及び管理区域の境界において行う。
- (2) 測定は、主任者が特に指示しない限り、1センチメートル線量当量率について行う。
- (3) 測定は、初めて作業を開始する前、及びエックス線装置等の性能又はエックス線装置室の構造、設備、若しくは管理区域を変更したときに1回、及び作業を開始した後にあっては、1ヵ月、又エックス線装置等を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているときは6ヵ月を超えない作業期間ごとに1回、定期的に行う。

(作業環境測定に基づく措置)

第26条 室長は、前条の測定の結果、異常を認めたとき又は改善措置の必要が認められたときは、その状況に応じて、当該管理区域の使用の制限、使用的停止等適切な措置を装置責任者に指示しなければならない。

2 所長等は、前項の指示に従い、放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。
3 室長は、前条の測定の都度、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定器の種類、型式及び性能
- (4) 測定箇所
- (5) 測定条件
- (6) 測定結果
- (7) 測定を実施した者の氏名
- (8) 測定結果に基づいて実施した措置の概要

4 室長は、前項の記録を、主任者の確認を得て、5年間保存しなければならない。
5 室長は、前条の測定の結果を、当該管理区域の作業主任者に通知するとともに、これを当該管理区域の見やすい場所に掲示しなければならない。

(測定器等の保守)

第27条 室長は、放射線管理のための測定機器の信頼度維持を図るため、これらについて、年度ごとに1回以上点検及び較正を適切に組み合わせて行い、記録保管しなければならない。

第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練の実施)

第28条 主任者は、管理区域に立入る者(一時立入者を除く。)に対し、次の各号に定める時期に、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

- (1) 初めて管理区域に立入る前又はエックス線業務を開始する前

- (2) 管理区域に立入った後又はエックス線業務を開始した後にあっては1年を超えない期間ごと。
ただし、予防規程に従い実施する放射線障害防止のための教育訓練をもって、これに代えることができるものとする。
- 2 作業主任者は、当該管理区域に立入る者(一時立入者を除く。)に対して、初めて当該管理区域に立入る前に、当該管理区域において放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。
- 3 作業主任者は、一時立入者に対して、管理区域に立入る前に、一時立入者が立入る管理区域において放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。
- 4 室長、区域責任者、及び作業主任者は、必要と認めた場合、取扱作業者又は管理区域に立入る者に対し、必要な事項について、教育及び訓練を施すことができる。

(教育及び訓練の省略)

- 第29条 主任者は、第28条第1項の規定にかかわらず、放射線障害の防止に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を免除することができる。
- 2 作業主任者は、第28条第2項の規定にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な事項に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該事項についての教育及び訓練を省略することができる。
- 3 室長、区域責任者又は作業主任者は、第28条第3項の規定にかかわらず、当該者が立入る管理区域において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(教育及び訓練の記録等)

- 第30条 第28条に規定する教育及び訓練を実施した者は、実施年月日、実施者の氏名及び項目並びに教育及び訓練を受けた者の氏名について所定の様式により記録するものとする。また、前条の規定により教育及び訓練を省略したときは、その旨及び当該者の氏名について所定の様式により記録するものとする。
- 2 教育及び訓練を実施した者は、前項の記録を、5年間保存しなければならない。

第8章 健康管理

(健康診断)

- 第31条 放射線業務従事者として認定を受けようとする者及び認定を受けた者は、次の各号に定める時期に医師による健康診断(以下「健康診断」という。)を受けなければならない。
- (1) 初めて管理区域に立入る前
(2) 前号により管理区域に立入った後は6ヶ月以内ごと
- 2 前項で健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
- (1) 問診は、次の事項について行う
ア 放射線の被ばく歴の有無

イ 被ばく歴を有するものについては、作業の場所、内容、期間、前年度及び当該年度における線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況

(2) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。ただし、アからウまでの部位又は項目(第1項第1号に係わる健康診断にあっては、ア及びイの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

ア 血液(血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率)

イ 皮膚

ウ 眼(白内障の検査)

3 放射線業務従事者又はその他の者が次のーに該当するとき並びに機構長が指示する場合は、医師による健康診断を受けなければならない。

ア 放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき

イ 放射性物質により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去できないとき

ウ 放射性物質により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがあるとき

エ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき

4 職員等以外の者の健康診断は、その所属機関においてこれを行うものとする。ただし、第3項に規定する場合を除く。この場合、機構長は、他の事業所等において健康診断を受けた者について、その結果の写しを提出させることにより、第1項及び第2項に規定する健康診断の実施にかえることができる。

(健康診断の結果とその措置)

第32条 機構長は健康診断の結果については、次の各号の事項について健康診断の都度、記録するとともに、健康診断の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票を作成し、予防規程第50条に定める期間保存しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を行った医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

2 機構長は、前項の記録の写しを受診者本人に交付するものとする。

3 機構長は、健康診断の結果に基づいて異常が発見されたときは、その者の属する所長等及び主任者に通知するとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 機構長は、健康診断の結果に基づいて医師が勧告を発した場合には、これを尊重しなければならない。

5 機構長は前2項の場合、放射線障害を受け又は受けたおそれのある者がある旨を、速やかに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(健康診断結果の届出)

第33条 機構長は、健康診断を行つたときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

第9章 帳簿

(帳簿)

第34条 機構長は、帳簿を備え、次の事項を記載させなければならない。

(1) エックス線装置等の使用に関する事項

- ア 使用に係るエックス線装置等の種類及び場所
- イ エックス線装置等の使用の年月日、目的、方法
- ウ エックス線装置等の使用に従事する者の氏名

第10章 事故時の措置等

(異常発見時の措置)

第35条 放射線障害の発生につながるおそれのある異常を発見した場合は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 異常を発見した者は、速やかに管理室に通報すること。
- (2) 室長は、前号の通報を受け、異常を確認したときは、直ちに主任者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 主任者は、前号の報告を受けた場合において、放射線障害の発生につながるおそれがあると判断したときは、エックス線装置等の取扱いに関し、装置責任者又は室長に指示を与えること。
- (4) 主任者は、前2号により必要な処置を講じたときは、速やかに機構長に報告すること。

(事故時又は災害時の措置)

第36条 エックス線装置等に係る事故又は地震、火災その他の災害を発見した場合は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 地震、事故又は火災その他の災害による放射線障害を発見した場合は、障害の拡大防止に努めるとともに、直ちに主任者及び所長等に通報すること。
- (2) 主任者は、前号の通報を受けた場合、エックス線装置等の使用又は管理区域内への立入りを禁止するなど、災害を防止するための必要な措置を室長及び関係者へ指示すること。
- (3) 主任者は、前号の規定により立入禁止等の措置を指示した場合には、速やかに機構長にその旨報告すること。

(機構外関係機関への報告)

第37条 機構長は、次の場合には、その旨を速やかに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- (1) 放射線業務従事者が電離則第4条、第5条及び第6条に規定する実効線量限度又は等価線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあるとき。
- (2) 前号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- (3) 電離則第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき。

- 2 前項に定めるもののほか、事故等が発生した場合は、その状況に応じ関係官公署の長に報告しなければならない。

(再発防止のための措置)

第38条 機構長は、事故又は災害が発生した場合及び前条の報告を行った場合には、関係者から必要な報告を徴し、原因を究明して再発防止のための方策を講ずるものとする。

- 2 機構長は、前項の調査の結果、取扱作業者がこの規則に違反したことにより事故又は災害を発生させたことが判明したときは、当該違反者の装置使用装置使用の停止など必要な措置をとるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月24日規則第32号)

この規則は、令和4年6月24日から施行する。

附 則(令和5年7月21日規則第16号)

この規則は、令和5年7月21日から施行する。